

令和 7 年度第 2 回臨時庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和 7 年 12 月 10 日
 担当部・課：総務部人事課〔内線 4066〕

① 件名
令和 7 年人事院勧告に伴う給与改定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 令和 7 年 8 月 7 日、人事院は、国家公務員と民間給与との比較を行った結果、月例給については民間較差 (3.62%) を埋めるため、人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び俸給月額を引き上げ、ボーナスについても、民間事業所の支給割合を 0.05 月分下回っていたことから、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.025 月分、合わせて 0.05 月分引き上げる等の勧告を行った。</p> <p>また、初任給調整手当や交通用具使用者に係る通勤手当の支給額及び限度額の引上げ等の諸手当について、給与制度の見直しの勧告を併せて行った。</p>
<p>【目的】 本市職員の給与について、地方公務員法の給与決定原則に基づき、国家公務員の給与に準拠することとし、所要の改定を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 7 年 8 月 人事院勧告 11 月 公務員の給与改定に関する取扱いについて 閣議決定
⑤ 主な内容
<p>令和 7 年人事院勧告に準じて、給料表、諸手当の改定を行うこととし、石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する。</p> <p>1 給料表の改定（令和 7 年 4 月 1 日に遡及適用） 行政職給料表について、初任給を上級（大卒程度）12,000 円、初級（高卒程度）12,300 円引き上げ、また、おおむね 30 歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いた改定を行うとともに、全ての職員を対象に引上げ改定を行い、行政職給料表全体で平均 3.4% 引上げを行う。 また、医療職、幼稚園職及び労務職給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行い、特定任期付職員については全号給において引上げを行う。</p> <p>2 諸手当の改定 (1) ボーナスの支給割合の改定（令和 7 年 4 月 1 日に遡及適用） 別紙参照</p> <p>(2) ボーナスの役職加算割合の改定（令和 8 年 4 月 1 日から施行） 特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当の役職加算割合を現行の 100 分の 15 から 100 分の 40 に引き上げるもの。</p> <p>(3) 宿日直手当の改定（令和 7 年 4 月 1 日に遡及適用） 宿日直勤務対象職員（医師等）の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行う（医師の当直勤務：支給月額の限度を 21,000 円から 22,500 円とする等）。</p>

(4) 通勤手当の改定等

ア 交通用具使用者に係る通勤手当の支給額（令和7年4月1日に遡及適用）

片道10km以上の各使用距離の区分に応じて定められている支給額を、200円から7,100円までの幅で引き上げる。

イ 交通用具使用者に係る通勤手当の使用距離区分及び限度額（令和8年4月1日から施行）

上限を「100km以上」とし、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな使用距離区分を設ける（60km以上31,600円から100km以上66,400円とする）。

ウ 交通用具使用者のうち駐車場等を利用する職員に係る通勤手当（令和8年4月1日から施行）1か月当たり5,000円を上限とする手当を新設する。

エ 月の途中に採用された職員等の通勤手当の支給（令和8年10月1日から施行）

月の途中に採用された場合は、採用月分の通勤手当が支給されていなかったことから、採用日等から通勤手当を支給できるように所要の改定を行う。

(5) 初任給調整手当の改定（令和7年4月1日に遡及適用）

医療職給料表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う（支給月額の限度を417,600円とする）。

(6) 第2種初任給調整手当の新設（令和8年4月1日から施行）

職員の月例給与水準を適切に確保するために、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を月額に換算した額を支給する手当を新設する。

なお、新設により既存の初任給調整手当（上記(5)）の名称を「第1種初任給調整手当」に改める。

3 改正が必要となる条例

(1) 石巻市職員の給与に関する条例

(2) 石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

(3) 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(4) 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(5) 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

(6) 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例

4 参考（改定による影響額）

別紙参照

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市財政への負担】

令和7年度給与改定に伴う影響額 509,578千円（共済費、職員手当等を含む。）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県：令和7年11月定例会に提案

大崎市、東松島市：令和7年第4回定例会に提案

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び
令和7年度各種会計補正予算案について追加提案

⑨ その他